

○東大阪市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例

昭和55年7月23日東大阪市条例第14号

改正

昭和56年12月28日条例第32号
昭和58年3月31日条例第9号
平成3年12月26日条例第31号
平成6年3月31日条例第20号
平成6年9月30日条例第40号
平成10年7月31日条例第31号
平成10年12月22日条例第45号
平成12年3月31日条例第18号
平成16年7月1日条例第24号
平成17年3月31日条例第30号
平成18年6月19日条例第39号
平成18年9月29日条例第41号
平成18年9月29日条例第42号
平成19年12月28日条例第41号
平成20年3月31日条例第4号
平成21年3月31日条例第23号
平成23年12月28日条例第19号
平成26年6月30日条例第32号
平成29年3月31日条例第13号
平成29年10月31日条例第27号
平成31年3月29日条例第13号

東大阪市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭に対し医療費の一部を助成することにより、その健康の保持及び生活の安定並びに児童の健全な育成を図り、もってひとり親家庭の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第1条の2 この条例において「児童」とは、18歳未満の児童及び18歳に達した日からその日以後における最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童の父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）又は母がその児童を監護する家庭をいう。ただし、その児童が父又は母の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む、規則で定める程度の障害の状態にある者は除く。）に養育されているときは除く。

- (1) 父母が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）を解消した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある児童

- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
 - (5) その他前各号に準ずる状態にある児童で規則で定めるもの
- 3 この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）者であって、父母並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4に規定する里親以外の者をいう。
- (1) 父母が死亡した児童
 - (2) 父又は母が監護しない前項に掲げる児童
(対象者)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に居住地を有する者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者又は市長が定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) ひとり親家庭の父又は母及び児童
 - (2) 養育者及び養育者が養育する前条第3項各号のいずれかに該当する児童
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。
- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
 - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（これに相当する支援給付を含む。）を受けている者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定により、対象者又はこれらの法律による世帯主若しくは被保険者、組合員若しくは加入者（世帯主又は被保険者、組合員若しくは加入者であった者を含む。）（以下これらを「対象者等」という。）が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者
 - (4) 東大阪市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年東大阪市条例第37号）第6条の規定による医療証の交付を受けている者
 - (5) 児童福祉法に基づく措置により医療費の支給を受けている者及び同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等に入所又は入院している者（通所している者を除く。）
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対象者としなない。
- (1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前年（各年の1月から9月までの間に新たに適用を受けようとする者にあつては前々年。以下同じ。）の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。
 - (2) ひとり親等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の前年の所得又はそのひとり親等の民法（明治29年法律第89号）

第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で、そのひとり親等と生計を同じくするものの前年の所得が、対象者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

- 4 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は自己の扶養親族等がその所有に係る住宅、家財その他規則で定める財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合においては、その損害を受けた月から翌年の10月までの間は、前項の規定は、適用しない。
- 5 第3項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

（助成の範囲）

第3条 本市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定による療養の給付並びに保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費の支給が行われた場合（精神病床（病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのものをいう。）への入院に係る場合を除く。）における療養に要する費用（食事療養及び生活療養に係る費用を除く。）の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額（以下「助成額」という。）を助成する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、その限度において助成を行わない。
 - （1）対象者の疾病又は負傷について、法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けることができるとき。
 - （2）社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により医療費に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われるとき。
 - （3）その他市長が助成の全部又は一部を不相当と認めるとき。

（申請等）

第4条 医療費の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その資格を審査し、対象者であることを確認したときは、医療証を交付する。

（医療証の提示）

第5条 医療証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）が大坂府内に所在する健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）における療養に要する費用について、医療費の助成を受けようとするときは、当該保険医療機関等に医療証を提示しなければならない。

（助成の方法）

第6条 医療費の助成は、助成額に相当する額を本市が保険医療機関等に支払うことにより行う。ただし、第4条第1項の規定による申請があった日から医療証の交付のあった日の前日までの間に療養を受けた場合、次条第2項に規定する場合又は市長が必要であると認める場合は、規則で定めるところにより、受給者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(助成の適用)

第7条 医療費の助成は、第4条第1項の規定による申請のあった日の属する月の初日以後に受けた療養に係る医療費について行う。ただし、当該月において、配偶者と離別した日若しくは死別した日又は扶養義務者と生計を同じくしなくなった日がある場合は、これらの日以後に受けた療養に係る医療費について助成する。

2 申請者が災害その他やむを得ない理由により第4条第1項の規定による申請をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、医療費の助成は、前項の規定にかかわらず、その理由により申請をすることができなかつた日の属する月の初日（同項ただし書の規定の適用がある場合は、同項ただし書に規定する日）から開始する。

(損害賠償との調整)

第8条 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し第三者から損害賠償を受けたときは、第3条の規定により助成すべき医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けた者又は次条の規定に違反した者があるときは、その者から、当該助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡等の禁止)

第10条 医療費の助成を受ける権利は、これを第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

2 医療証は、これを第三者に譲渡し、又は貸与してはならない。

3 医療費の助成を受けて取得した医薬品等は、助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。

(届出の義務)

第11条 受給者は、居住地、氏名その他の市長が定める事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(報告等)

第12条 市長は、医療費の助成にあたり必要があると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、受給者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に受給者その他の関係者に質問させることができる。

(助成の制限)

第13条 市長は、受給者が正当な理由なく、前条の規定による命令に従わず、又は当該職員の質問に応じなかつたときは、医療費の助成の全部又は一部を行わないことができる。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、昭和55年10月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、公布の日から施行する。

2 平成11年10月31日までの間、平成10年7月31日において、第4条第1項の申請を行って

た者（以下「基準日申請者」という。）又は同条第2項の医療証等の交付を受けていた者（以下「基準日被交付者」という。）に対する第2条第1項の規定の適用については、同項中「法第3条第1項に規定する児童の年齢要件を適用しない場合又は法第9条から第11条までに規定する支給制限に関する所得の額の計算方法について、規則で定める所得の額の計算方法の特例を適用した場合」とあるのは、「法第3条第1項に規定する児童の年齢要件を適用しない場合、法第9条から第11条までに規定する支給制限に関する所得の額の計算方法について、規則で定める所得の額の計算方法の特例を適用した場合又は児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成10年政令第224号）第1条の規定による改正前の児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第2項の規定を適用した場合」とする。

- 3 前項の規定は、基準日申請者で医療証等の交付を受けられなかったものが当該交付を受けられなかったとき以後に行う第4条第1項の申請及び基準日被交付者で医療証等の交付を受けられなくなったものが当該交付を受けられなくなったとき以後に行う同項の申請については、適用しない。

附 則（昭和56年12月28日条例第32号）

この条例は、難民の地位に関する条約又は難民の地位に関する議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附 則（昭和58年3月31日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年12月26日条例第31号）

この条例は、平成4年1月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日条例第20号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年9月30日条例第40号）

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成10年7月31日条例第31号）

この条例は、平成10年8月1日から施行する。

附 則（平成10年12月22日条例第45号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日条例第18号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年7月1日条例第24号）

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

- 2 改正後の東大阪市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた療養に係る医療費について適用し、同日前に受けた療養に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月31日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年6月19日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月29日条例第41号抄）

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日条例第42号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年12月28日条例第41号）抄

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日条例第4号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日条例第23号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月28日条例第19号）

この条例中第1条、第3条、第5条及び第7条の規定は公布の日から、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月30日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項第2号の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日条例第13号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月31日条例第27号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条中東大阪市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例第2条第3項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び第2条中東大阪市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第2条第3項第1号の改正規定は、平成30年1月1日から施行する。

（東大阪市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置等）

第2条 第1条の規定による改正後の東大阪市重度障害者の医療費の助成に関する条例（以下「改正後の障害者医療条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた療養に係る医療費について適用し、施行日前に受けた療養に係る医療費については、なお従前の例による。

2 改正後の障害者医療条例第2条の2の規定は、この条例の施行の際現に住所地特例対象施設に入所をしている者及び施行日以後当該住所地特例対象施設に入所をする者について適用する。

3 改正前の東大阪市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例第2条に規定する対象者（施行日の前日において同条例第6条の規定により医療証の交付を受けている者（施行日以後大阪府内の他の市町村から本市に住所を変更した者であって、当該医療証の交付を受けている者に相当する者として市長が認めるものを含む。）に限る。）であって、施行日以後改正後の障害者医療条例第3条第1項に規定する精神病床に入院をしているものに係る当該入院に係る医療費の助成については、第1項の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間、なお従前の例による。

4 改正後の障害者医療条例第2条第1項及び第2条の2第1項に該当する対象者に係る改正後の障害者医療条例第5条の規定による助成の申請、改正後の障害者医療条例第6条の規

定による医療証の交付その他の必要な手続は、施行日前においても行うことができる。

(東大阪市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 第2条の規定による改正後の東大阪市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(以下「改正後のひとり親医療条例」という。)の規定は、施行日以後に受けた療養に係る医療費について適用し、施行日前に受けた療養に係る医療費については、なお従前の例による。

2 改正前の東大阪市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第2条に規定する対象者(施行日の前日において同条例第4条第2項の規定により医療証の交付を受けている者(施行日以後大阪府内の他の市町村から本市に居住地を変更した者であって、当該医療証の交付を受けている者に相当する者として市長が認めるものを含む。)に限る。)であって、施行日以後改正後のひとり親医療条例第3条第1項に規定する精神病床に入院をしている者に係る当該入院に係る医療費の助成については、前項の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間、なお従前の例による。

(その他の経過措置の規則への委任)

第6条 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附 則 (平成31年3月29日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

○東大阪市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則

昭和55年7月23日東大阪市規則第33号

改正

昭和58年3月31日規則第10号
昭和60年3月31日規則第13号
平成3年12月26日規則第72号
平成6年9月30日規則第43号
平成9年3月31日規則第22号
平成12年3月31日規則第14号
平成16年10月29日規則第52号
平成18年6月26日規則第55号
平成18年9月29日規則第68号
平成22年7月29日規則第50号
平成22年10月25日規則第58号
平成24年6月28日規則第44号
平成26年6月30日規則第42号
平成26年9月30日規則第51号
平成27年3月9日規則第8号
平成28年11月4日規則第82号
平成29年10月30日規則第47号
平成30年3月30日規則第24号
平成30年7月13日規則第34号
平成31年3月29日規則第20号

東大阪市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年東大阪市条例第14号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(障害の状態)

第1条の2 条例第1条の2第2項の規則で定める程度の障害の状態は、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「令」という。）別表第2に定められた障害の状態とする。

(ひとり親家庭の児童)

第1条の3 条例第1条の2第2項第5号に規定する規則で定める児童は、次のいずれかに該当する児童とする。

- (1) 父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (2) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令を受けた児童
- (3) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 母が婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）によらないで懐胎した児童
- (5) 前号に該当するかどうか明らかでない児童

(社会保険各法)

第1条の4 条例第2条第1項の市長が定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）は、次に掲げる法律とする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(所得の額)

第2条 ひとり親等（次項各号に掲げる児童の養育者を除く。）に係る条例第2条第3項第1号の規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に定める額とする。

条例第2条第3項第1号に規定する扶養親族等及び児童がないとき	令第2条の4第2項の表法第9条第1項に規定する扶養親族等及び児童がないときの項第2欄に定める額
条例第2条第3項第1号に規定する扶養親族等又は児童があるとき	令第2条の4第2項の表法第9条第1項に規定する扶養親族等又は児童があるときの項第2欄に定める額

2 ひとり親等（次に掲げる児童の養育者に限る。）に係る条例第2条第3項第1号の規則で定める額については、令第2条の4第7項の規定を準用する。この場合において、同項中「同条」とあるのは、「東大阪市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年東大阪市条例第14号。以下「条例」という。）第2条第3項第1号」と読み替えるものとする。

- (1) 条例第1条の2第2項第2号又は第4号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がいないもの
- (2) 第1条の3第3号に該当する児童であつて、父又は母がないもの
- (3) 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 第1条の3第4号に該当する児童であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの
- (5) 第1条の3第5号に該当する児童

3 条例第2条第3項第2号の規則で定める額については、令第2条の4第8項の規定を準用する。この場合において、同項中「同条」とあるのは、「条例第2条第3項第2号」と読み替えるものとする。

(財産)

第2条の2 条例第2条第4項の規則で定める財産は、主たる生業の維持に供する田畑、宅地若しくは家屋又は機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）とする。

(所得の範囲)

第2条の3 条例第2条第5項に規定する規則で定める所得の範囲については、令第3条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「前年の所得」とあるのは「前年の所得（各年の1月から9月までに新たに適用を受けようとする者にあつては前々年の所得）」と、「第4条第2項第1号」とあるのは「第5条第2項第1号」と、「道府県民税」とあるのは「市

町村民税」と、「法第9条第1項に規定する受給資格者が」とあるのは「条例第2条第1項に規定する対象者が同項第1号に規定する」と読み替えるものとする。

(所得の額の計算方法)

第2条の4 条例第2条第5項に規定する規則で定める所得の額の計算方法については、令第4条第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項	その年	その所得が生じた年の翌年
	道府県民税	市町村民税
	第32条第1項	第313条第1項
	附則第33条の3第1項	附則第33条の3第5項
	附則第34条第1項	附則第34条第4項
	附則第35条第1項	附則第35条第5項
	附則第35条の4第1項	附則第35条の4第4項
	第3条の2の2第4項	第3条の2の2第10項
	同条第6項	同条第12項
	法第9条第1項に規定する受給資格者が	条例第2条第1項に規定する対象者が同項第1号に規定する
	同項に規定する受給資格者が	同項に規定する対象者が同項第1号に規定する
第2項第1号	道府県民税	市町村民税
	第34条第1項第1号	第314条の2第1項第1号
第2項第2号	道府県民税	市町村民税
	第34条第1項第6号	第314条の2第1項第6号
第2項第3号	道府県民税	市町村民税
	第34条第1項第8号	第314条の2第1項第8号
第2項第4号	道府県民税	市町村民税
	第34条第1項第9号	第314条の2第1項第9号
第2項第5号	道府県民税	市町村民税
	附則第6条第1項	附則第6条第4項

2 前項の規定により所得の額を計算する場合においては、東大阪市重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年東大阪市規則第63号）第5条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「東大阪市重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年東大阪市規則第63号）第5条第1項」とあるのは「東大阪市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和55年東大阪市規則第33号）第2条の4第1項」と、同項第1号中「前項」とあるのは「東大阪市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和55年東大阪市規則第33号。以下「ひとり親医療助成条例施行規則」という。）第2条の4第1項」と、同条第3項中「支払った対象者」とあるのは「支払った対象者（東大阪市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年東大阪市条例第14号）第2条第1項に規定する対象者をいう。以下同じ。）」と、同項各号中「第1項の」とあるの

は「ひとり親医療助成条例施行規則第2条の4第1項の」と読み替えるものとする。

(一部自己負担額)

第3条 条例第3条第1項の規則で定める一部自己負担額(治療用装具の支給に係るものを除く。)は、保険医療機関等(条例第5条に規定する保険医療機関等をいう。以下同じ。)ごとに1日につき500円とする。

2 前項の一部自己負担額は、条例第3条第1項の対象者等が負担すべき額を限度とする。

3 第1項の一部自己負担額は、同一の月における同一の保険医療機関等について2日を限度とし、同一の月において2,500円を限度とする。

4 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等における第1項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれ別個の保険医療機関等における診療とみなす。

5 同一の月に同一の保険医療機関等において入院及び入院以外の療養を受けた場合の第1項の規定の適用については、入院及び入院以外の療養につき、それぞれ別個の保険医療機関等において受けたものとみなす。

(申請等)

第4条 条例第4条第1項の規定による申請は、ひとり親家庭医療証交付(更新)申請書・受給資格変更(喪失)届出書に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による被保険者証又は社会保険各法の規定による被保険者証、組合員証若しくは加入者証

(2) 児童扶養手当を受けている者にあつては、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に規定する児童扶養手当を受けていることを明らかにする証書

(3) 前号以外の者にあつては、児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)第1条各号に準じて別に定める書類

(4) その他市長が必要と認める書類

2 条例第4条第2項の医療証(以下「医療証」という。)は、ひとり親家庭医療証(様式)とする。

3 医療証の有効期限は、毎年10月31日又は条例第1条の2第1項に規定する年齢要件を欠くこととなる日の前日のいずれか早い日とする。

4 医療証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)は、医療証の有効期限が経過したときは、速やかに当該医療証を市長に返還しなければならない。

(医療証の更新)

第5条 医療証の有効期限が経過した後も引き続き医療費の助成を受けようとする者は、毎年9月15日から10月14日までの間に、ひとり親家庭医療証交付(更新)申請書・受給資格変更(喪失)届出書に、第4条第1項各号に掲げる書類を添えて市長に医療証の更新を申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その資格を審査し、対象者(条例第2条第1項に規定する対象者をいう。以下同じ。)であることを確認したときは、医療証を更新して交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、医療証の交付を受けた者が、当該医療証の有効期限が経過した後も引き続き対象者であることを確認したときは、医療証を更新して交付するこ

とができる。

(医療証の再交付)

第6条 受給者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、ひとり親家庭医療証再交付申請書により市長に医療証の再交付を申請することができる。

2 医療証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に当該医療証を添えなければならない。

3 医療証の再交付を受けた者は、医療証の再交付を受けた後において失った医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を市長に返還しなければならない。

(助成の方法の特例)

第7条 条例第6条ただし書の市長が必要があると認める場合は、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定により対象者に係る療養費、家族療養費又は特別療養費(食事療養費若しくは生活療養費又は精神病床(条例第3条第1項に規定する精神病床をいう。)への入院に係る給付を除く。)の支給が現に行われた場合その他対象者に直接助成額(同項に規定する助成額をいう。以下同じ。)を支払う必要がある場合とする。

2 条例第6条ただし書の規定による医療費の助成を受けようとする対象者は、ひとり親家庭医療費助成支給申請書に療養費等の支給額を証する書類その他市長が必要と認める書類を添えて市長に申請しなければならない。

(届出事項)

第8条 条例第11条第1項の市長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 居住地若しくは住所又は氏名

(2) 加入している医療保険、その保険者等の名称若しくは事務所の所在地又はその医療保険証の記載事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、対象者としての資格に関する事項

(4) その他市長が必要と認める事項

2 条例第11条第1項又は第2項の規定による届出は、ひとり親家庭医療証交付(更新)申請書・受給資格変更(喪失)届出書に医療証を添えて行わなければならない。

(第三者行為による被害の届出)

第9条 ひとり親家庭の医療費の助成事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、ひとり親家庭の医療費の助成を受け、又は受けようとする者は、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)並びに被害の状況を、速やかに市長に届け出なければならない。

(添付書類の省略等)

第10条 市長は、この規則の規定により申請書又は届出書に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

2 市長は、災害その他特別の事情がある場合において、特に必要があると認めるときは、この規則の規定により申請書又は届出書に添えなければならない書類を省略させ、又はこれに代わるべき他の書類を添えて提出させることができる。

附 則

1 この規則は、昭和55年10月1日から施行する。ただし、第3条及び第4条の規定は、公布の日から施行する。

- 2 昭和55年10月31日までに申請した対象者に交付する医療証の有効期限は、第5条第1項の規定にかかわらず、昭和56年10月31日とする。
- 3 昭和55年10月31日までに申請した対象者に交付する医療券の有効期限は、第5条第2項の規定にかかわらず、収容が昭和55年11月1日以降なお継続する者についてはその収容の終了する日とし、収容が昭和56年11月1日以降なお継続する者については昭和56年10月31日とする。
- 4 平成24年7月1日から同月31日までの間、第2条第1項に規定するひとり親等に係る条例第2条第3項第1号に規定する規則で定める額は、第2条第1項の規定にかかわらず、その者の所得が次の表の左欄に定める区分に応じて、同表の右欄に定める額とする。

条例第2条第3項第1号に規定する扶養親族等及び児童がないとき	1,920,000円
条例第2条第3項第1号に規定する扶養親族等又は児童があるとき	1,920,000円に当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を、特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。）があるときは、当該特定扶養親族等1人につき150,000円をその額に加算した額）

附 則（昭和58年3月31日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年3月31日規則第13号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成3年12月26日規則第72号）

この規則は、平成4年1月1日から施行する。

附 則（平成6年9月30日規則第43号）

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日規則第22号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第14号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第3条第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年10月29日規則第52号）

- 1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。
- 2 改正後の東大阪市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定については、この条例の施行の日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の東大阪市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則により提出されている申請書は、新規則の様式により提出された申請書とみなす。

附 則（平成18年6月26日規則第55号）

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日規則第68号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成22年7月29日規則第50号）

この規則は、平成22年8月1日から施行する。

附 則（平成22年10月25日規則第58号）

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成24年6月28日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年6月30日規則第42号）

この規則は、平成26年11月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日規則第51号）抄

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月9日規則第8号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日から平成27年6月までの間に新たに医療費の助成を受けようとする者に対する改正後の第2条の3の規定の適用については、同条中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条に規定する母子家庭自立支援給付金」とする。

3 平成27年7月から平成28年6月までの間に医療費の助成を受けようとする者に対する改正後の第2条の3の規定の適用については、同条中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条に規定する母子家庭自立支援給付金並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」とする。

附 則（平成28年11月4日規則第82号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年10月30日規則第47号）

1 この規則は、平成29年11月6日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の東大阪市老人医療費の助成に関する条例施行規則様式第2、第2条の規定による改正後の東大阪市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則様式第2、第3条の規定による改正後の東大阪市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則様式第2及び第4条の規定による改正後の東大阪市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則様式第2の規定は、この規則の施行の日以後に交付する医療証から適用し、この規則の施行の際現に交付されている医療証については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月30日規則第24号）抄

（施行期日）

第1条 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（東大阪市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の東大阪市重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正後の障害者医療規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた療養に係る医療費について適用し、施行日前に受けた療養に係る医療費については、なお従前の例による。

2・3 （略）

（東大阪市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第3条 第2条の規定による改正後の東大阪市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正後のひとり親医療規則」という。）の規定は、施行日以後に受けた療養に係る医療費について適用し、施行日前に受けた療養に係る医療費については、なお従前の例による。

2 この規則の施行の際現に交付されている第2条の規定による改正前の東大阪市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則様式第2による医療証は、改正後のひとり親医療規則様式による医療証とみなす。

（その他の経過措置）

第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

附 則（平成30年7月13日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式（第4条第2項関係）

この証は、大阪府以外では使えません。

ひとり親家庭医療	
医 療 証	
父母 又は 養育者	居住地
	氏名
有効期間	受給者の欄に記載
発行機関 名及び印	大阪府東大阪市長 印
交付年月日	

(表)

受 給 者	公費負担者番号																				
	氏 名																				
	受給者番号 有効期間																				
	氏 名																				
	受給者番号 有効期間																				
	氏 名																				
氏 名																					
受給者番号 有効期間																					
氏 名																					
受給者番号 有効期間																					

(裏)

注 意 事 項
<p>1 この医療証は、医療費の助成を受けることができる証ですので大切に保管してください。</p> <p>2 診療等を受ける場合は、被保険者証（又は組合員証等）にこの医療証を添えて、医療機関の窓口には必ず提示してください。 国又は地方公共団体の公費負担制度により自己負担額の軽減を受けることができる方は、当該制度の受給者証もあわせて、必ず窓口提示してください。</p> <p>3 受給者としての資格がなくなったとき、又は有効期限を経過したときは、この医療証は使えなくなりますので速やかにお返してください。 なお、資格がなくなってからもこの医療証で診療等を受けた場合、助成した医療費は返還していただきますのでご注意ください。</p> <p>4 居住地、氏名、加入医療保険、その内容等に変更があったときは、速やかにこの医療証を添えてその旨を届け出てください。</p> <p>5 この医療証を破ったり、汚して使えなくなしたり、又はなくしたりしたときは再交付を受けてください。</p>